

潜在的限界地区における社会規範が 居住意思決定に及ぼす影響に関する研究

安 思奕¹・青木 俊明²・鈴木 温³

¹ 学生会員 東北大学 国際文化研究科 (〒980-0857 宮城県仙台市青葉区川内 4 1 番地)
E-mail:ansiyi126@gmail.com

² 正会員 東北大学教授 国際文化研究科 (〒980-0857 宮城県仙台市青葉区川内 4 1 番地)
E-mail:toshiaki.aokial@tohoku.ac.jp (Corresponding Author)

³ 正会員 名城大学教授 理工学部社会基盤デザイン工学科 (〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口一丁目
501 番地)
E-mail:atsuzuki@meijo-u.ac.jp

本研究では、潜在的限界地区を対象に、社会規範が個人の居住意思決定に及ぼす影響とその条件を検討する。社会規範は「適切さ」というフィルターを通じて、人の行動を暗黙のうちに誘導する機能を持つ。それはさらに記述的規範（多数派の行動）、命令的規範（多数派がある行動への態度）、個人的規範（自分への行動期待）に分けられる。規範的行為の焦点理論に従えば、人は規範に焦点が当てられることで、それによる影響を受けやすくなる。その条件として、1) 規範間の行動方針が一致し、2) 規範の求める方向が個人の行動動機と整合しており、3) 規範を共有している集団の一員として自己を認知している、との3つが満たされる時に、規範の影響は最も強くなる。本研究ではそれを居住意思決定に適用し、他者の居住動向（記述的規範）とコミュニティで共有されている居住態度（命令的規範）が個人の定住意向に与える条件を検証する。その際、地域将来に対する不安、及び社会的アイデンティティの調整効果も検討する。それにより、潜在的限界地区における居住政策のあり方を検討するための基礎的知見を得ることを目指す。

Key Words : 社会規範, 居住動向, 社会的アイデンティティ, 潜在的限界地区, コミュニティ

1. はじめに

近年、少子高齢化に伴う地域の衰退に対応するため、地方部は人口の定着と増加を目指す施策に積極的に取り組んでいる。たとえば、住環境と交通ネットワークの整備を重視した「ふるさと集落生活圏」事業が推進される一方で、定住支援策や育児支援策も多く各市町村で実施されている。これらはいずれも、居住に関わる便益を向上させつつ、定住に要するコストを削減することで、定住者の増加を期待していると言える。しかし、現実には、地方自治体の人口減少は続いており、人口維持策を見いだすことが急務となっている。

このような背景を受け、住民の居住継続意向を高める方策が求められる。そのためには、居住意向の形成メカニズムを把握する必要がある。これまで、居住意向に関する理論では、マクロな人口移動を説明する地域効用や移住ストックなどが挙げられる¹⁾。近年では、ミクロな視点から、価値観やライフ・スタイルが個々人の居住地

選択に影響を与えることを明らかになっている²⁾。しかし、これらの研究は、いずれも個人が独自に居住地を選ぶという仮定に基づいており、意思決定過程における他者行動の影響については言及していない。その一方で、現実には、人は居住意思決定を行う際、家族の意向に気遣うことも少なくない。また、同じコミュニティに暮らす他者の居住動向や地域への評価に配慮しながら、居住意思決定を行う可能性もある。例えば、Jong (2000) は家族成員の移住に対する態度が自己の居住意思決定に影響を及ぼすことを示している³⁾。Schewel (2015) は若年層の定住意向は、地域からの期待が大きな影響力を持つことを報告している⁴⁾。張ら (2006) は広島市アストラムライン沿線住宅への転居意向を調べた結果、40%の世帯の意思決定が他の世帯構成員の選好によって変化することを報告している⁵⁾。これらの知見から、居住に対する他者の態度や意向が個人の居住意思決定に影響を及ぼすと考えられる。

このとき、社会規範の概念を用いることにより、他者の行動や態度が個人の行動に影響を与える過程を統一的に解釈できる⁷⁾。社会規範 (Social Norms) とは「あるグループの成員に共有されている行動基準を指す。これらは法律と別として、人の行動を誘導や規制している

(Rules and standards that are understood by members of a group, and that guide and/or constrain social behavior without the force of law.)」

⁸⁾ 他者の行動を記述するのは「記述的規範 (Descriptive Norms)」であり、他者の態度を示すのが「命令的規範 (Injunctive Norms)」となり、これらは「自身行動への期待を表す」個人的規範と合わせて、社会規範を構成する 3 つの規範概念として検討されてきている⁸⁾⁹⁾。人は 1) 有効的に行動できる、2) グループとの繋がりを高める、3) 又は自己へのイメージを維持できる動機を持つため、それらに繋がる規範に従って行動する⁸⁾。こういった傾向は、環境配慮行動¹⁰⁾、学習行動¹¹⁾や迷惑行為低減¹²⁾などの場面では認められている。これを居住意思決定に適用すれば、住民は正確、もしくは評価される居住動向を行うため、他者の居住行動や態度を個人の居住意思決定の判断基準となっていることを考えられる。しかし、このような観点から居住意思決定を検討した研究は少なく、その影響過程は十分に明らかになっているとは言えない。

一方、潜在的限界地区では、地域人口の維持が急務であるため、そこでの一人一人の定住意向を強めることが期待される。そこでは、大都市圏に比べて豊かなソーシャル・キャピタルを持つため、個人の居住意向は思った以上に近所他者の影響を受けている可能性が高い。このため、社会規範を活用して居住に関するノーマルを適切に宣伝すれば、地域における人口維持策に視する知見になりうる。そこで、本研究では、地域他者の居住意向や態度がその住民の居住意思決定に影響が及ぶ過程構造について検討を行う。

2. 理論フレーム

(1) 規範の種類

社会規範は「記述的規範 (Descriptive Norms)」, 「命令的規範 (Injunctive Norms)」, 「個人的規範 (Personal Norms)」に分けられる⁸⁾⁹⁾。記述的規範とは、ある状況において、

(多くの) 人々が行う行動を指す (What other people do in any given situation.)。それは、「典型的」や「一般的」といったヒューリスティックな合図を提供することで人の行動を誘導する (ex. 多くの人が購入する「Best Seller」の商品)⁸⁾。一方、命令的規範とは、ある行動にして多くの人が示す賛否の態度を指す (What most people approve or disapprove.)。すなわち、多くの人が「すべき」と考える行動やその基準が命令的規範に該当する (ex. 道徳に合う行動)⁸⁾。さらに、個人的規範は、「自己の内的な価値観に基づき、個人として標準的だと考える行動基

準」を意味する (Self-based standards or expectations for behavior that flow from out internalized value)⁸⁾。たとえば、ある個人に期待する行動はその例と言える。個人的規範は他者の行動とは無関係のように見えるが、それは個人の周囲に存在する環境の影響を受けながら徐々に内在化 (Internalization) されてきたものであるため、自己に内在する価値基準に基づくという点で命令的規範とは効果の構造が異なる⁹⁾。本研究では、これら 3 つの規範を居住意思決定に適応し、それらが個人の定住意向に効果を及ぼす条件を検討する。

(2) 規範が効果を及ぼす条件

a) 規範方針の一致

一般に、規範間の行動方針が一致している時に、その影響が最も強くなる。Smith, et al (2012) は、省エネ行動を行う人の割合 (記述的規範) とそれに賛同する人の割合 (命令的規範) が同時に高い時に、人の省エネ意向が高くなることを明らかにしている。すなわち、多くの人が望ましいと考え、さらにそれを実際に行動している状況を認知した時、規範の影響はもっとも強くなると言える。逆に、両者が同時に低い場合には、省エネ意向が最も低くなる¹³⁾。これらの知見では、行動と態度が一致する際に、行動の合理性に関する説得力が高まり、人はヒューリスティックに意思決定を行うものと解釈されている。同じ効果は居住意思決定にも想定できる。例えば、近所では、定住に望ましい住民が多く、それに加えて定住している住民も多いことを認知すれば、その地区の住民の定住意向は高まると思われる。

しかし、現実には、規範間の行動方針が一致しないこともある。その場合、個人はいずれの規範に対しても慎重な態度を持つようになる。Smith, et al (2012) は、省エネ行動を行う割合とそれに賛同する割合が矛盾する状況では、省エネ意向が最も低くなることを示している。これを居住意思決定に適用すれば、近所では定住に望ましさ (責任感) を感じている人が多いにもかかわらず、結果的には他地域に転出していく状況に該当する¹⁴⁾。このような状況では、その地区の住民は今後の居住について改めて熟慮するようになると言える。したがって、規範を構成する行動の方針が一致であるか否かによってその効果は異なると言える。

b) 規範の顕在化

規範の効果が生じる 2 つ目の条件は、規範の顕在化である。規範的行為の焦点理論 (the Focus Theory of Normative Conduct) では、行動時に規範が顕在的でない場合には、その規範の影響は現れないとされている¹⁰⁾¹⁴⁾。この時、顕在的とは「規範自体、若しくは規範につながる動機が行為者に注目されること」を意味する。

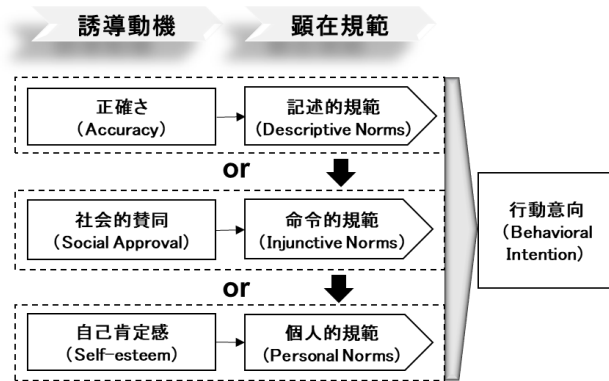


図-1 規範的行為の焦点理論の概念図
(Cialdini et al. (1998) より筆者が作成)

まず、規範の顕在とは、行動に関わる規範自体が認知されることをいう。一般に、行動する時点でその行動に関わる規範に注意が注がれるが、規範の意味が明確であるほど、その効果は高くなる。Kallgren, et al. (2000) は、共用駐車場において、他者のゴミ捨て行動に気付いた場合、又はゴミ捨て行動が記入されたチラシを自動車のフロントガラスに挟む時に、行為者自身のゴミ捨て行動が顕著に変化することを報告している¹⁴⁾。同研究では、モニター画面に映った自分を見た行為者は、自己に対する注目が高まったため、個人的規範への注意が強まれ、ゴミ捨て行動が低下される傾向を報告している。このことから、居注意思決定でも、他者の居住態度に注意が向けられれば規範の効果は高まり、それが向けられなければ規範の効果は生じないと思われる。

また、規範に繋がる動機の顕在とは、規範に繋げる動機が注目されることを指す。図-1は規範と動機の間を示している。規範的行為の焦点理論では、特定の動機に焦点が当てられたとき、人はそれに関わる規範に注意して行動するようになる。まず、記述的規範は、有効的行動を示唆しており、「正確さを求める」動機につながっている。また、命令的規範は、周囲の人から期待される行動を示唆しており、「社会的賛同を得る」動機に強く結びついている⁹⁾¹⁰⁾。一方、個人的規範は自己への期待を描いたため、それに合う行動は高い「自己肯定感を得る」動機につながっている⁹⁾¹⁴⁾。行為者は、上記の3つの動機のいずれが喚起される状況に置かれる時、その行動は強く動機に繋がる規範に影響される¹⁰⁾¹⁴⁾。その反対に、異なる規範が喚起できる行動動機も異なるため、その後続く行為も動機に相応する特徴を表している。例えば、Eyink, et al. (2020) は、テキスト前にはほかの学生が学習する回数（記述的規範）が書いたメールを読んだ学生は、講義終了後も復習している一方で、指定された学習回数（命令的規範）を読んだ学生は課題提出の際に締切を重視する傾向を示した⁹⁾。このことから、個人の行動動機が規範の求める方向と整合する場合、規範の効果最も高くなることを言える。

c) 近接する同一性

3番目の条件は、行為者が規範基準となる他者が自分とは関わっていることである。Terry, et al. (1999) は、人が特定の行動を示したグループ（参照群：reference）と同一視された場合のみ、その行動が強く規範に影響されることを明らかにしている¹⁵⁾。それに対して、参照群との同一性が低い場合には、人は個人的規範を重視する行動傾向を示している。このことから、潜在的限界地区では、地域の一員として強く認知する住民は近所の居住態度に影響されやすい一方で、同一性をさほど感じていない住民は個人の居住態度次第で居注意思決定を行う可能性が高くなると言えよう。

上記の3つの条件のいずれかが満たされれば、住民はそれに関連する規範の影響の下で居注意思決定を行うものと考えられる。

(3) 規範と居注意思決定

居注意思決定は、転居資金などの高いコストと長期的結果を伴うという点で、規範理論で検証された行動とは異なる。それに加え、日本では家族制度が歴史文化の一部として引き継がれたため、家というものはそれ自身の居住の用途を超え、「一族の財産」といった文化的な意味も付与されている。このため、本研究では居住行動の特性を考慮し、それに関わる規範を改めて整理する。

Cialdini (1998) は、規範の形成ルート別に、それを社会価値と視されるものと、利得を促す規則のようなものに分けている。前者は文化に埋め込まれた価値を規範としており、内容自体の善悪はともかく、文化に受容されるからこそ人の行動に影響を及ぼす⁹⁾。居注意思決定に適用すれば、「先祖代々の土地を守る」や「家族の財産を継ぐ」などが挙げられる。日本では、家や土地などの先祖から継承してきたものに対して、「土着性」という特別な感情を持っている。こういった土着性が強いほど、住民が先祖の土地から離れたくない感情は強くなる。こういった「先祖の土地を守るべき」という考え方は、命令的規範に該当する。一方、後者は個人やグループの利益を得るために形成されたルールを規範と視する。潜在的限界地区では、地域と家族を存続させるために、定住自体は暗黙的に望まれる行動と言えよう。

そこで、本研究では、潜在的限界地区における居注意思決定に適用する規範として、図2に示す。具体的には「近所住民の定住意向（記述的規範）」、「近所住民が定住への態度（命令的規範）」、「自分が定住への態度（個人的規範）」の3つを取り上げる。その他、規範が行動に影響を与える効果は外部から圧力が加えられる時に強くなりうる。利益（Rewards）は、その規範の効果発現を後押しする要因の1つとして挙げられる⁹⁾。現在、多くの地方自治体は定住を促進する育児や住宅支援策が実施されている。このような実質的な利益が得られるた

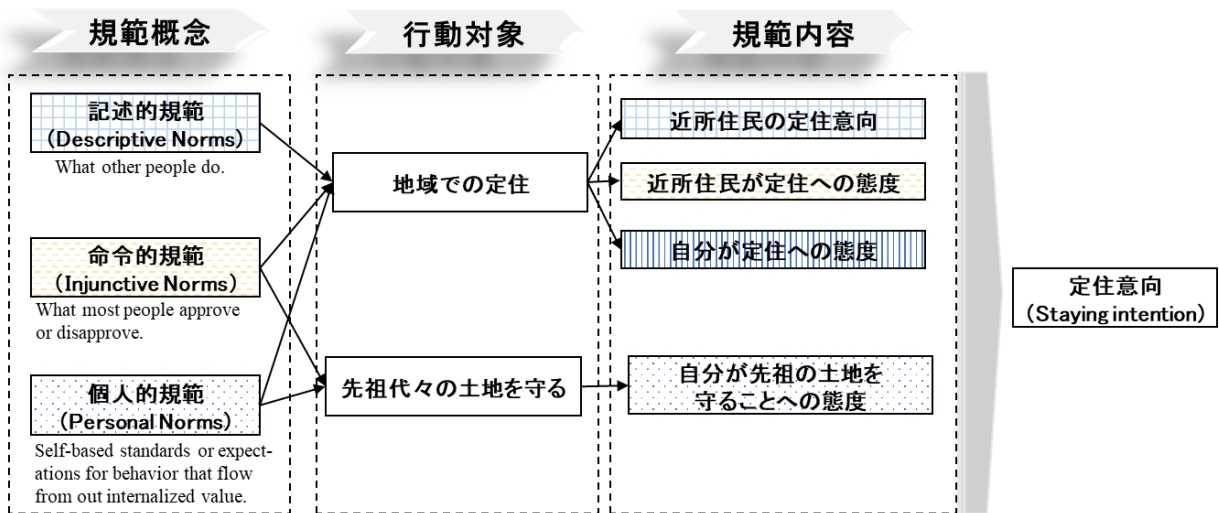


図2 本研究で検証する規範

め、住民の定住意向が高まると考える。一方、地域で活躍する年月が長くなると、自治会役員等を歴任するため、地域における個人の権威が高まり、地域において享受が期待される社会的利益 (Social Rewards) も高まる。このため、規範の効果はこれらの利益によって高まることも考えられる。

(4) 本研究の仮説

上記を踏まえ、本研究では潜在的限界地区において想定できる社会規範、及び3つの効果条件を踏まえ、仮説を措定する。

まず、規範の効果が生じる1つ目の条件を踏まえて、記述的規範と命令的規範の行動方針が一致する場合に、地域を問わず、規範の影響が最も高くなる¹³⁾。そこで次の仮説1を措定する。

仮説1：他者の定住意向（記述的規範）と定住への態度（命令的規範）が同時に高く（or 低く）認知した住民は、そうでない住民に比べて、規範に影響される。

一方、前節に述べたように、記述的規範と命令的規範の行動方針が一致していない時、人は自身の行動を慎み、今後の居住について熟慮するようになると言える。この時、定住意向、若しくは定住態度に注意する行動動機のいずれが喚起されれば、住民はそれを手掛かりに該当する規範に焦点を当てるようになる。この時、2つ目の条件である「動機の顕在化」を考慮する必要がある。

この時、同じく潜在的限界地区と言っても、人口が顕著に減少する地域の住民は、そうでない地域に比べて、今後の生活に対して強い不確実性と不安を覚える可能性が高い。定住が望ましいと思いつながら、転出が続々と出る状況の可能性を考えれば、その不安がさらに高まると言える。人はある状況における行動に関して、曖昧的や不確定を感じる時、他者の行動を根拠として行動する傾向がある⁸⁾。Walther, et al. (2002) は、不確実性の高い状況にいる人は、

それが低い状況にいる人に比べて、他者の偽回答に誘導されやすくなることを報告している¹⁶⁾。このため、不確実性の高い状況にいる人ほど、他者の行動を参照するようになることを示唆している。潜在的限界地区では、地域将来への不安が高い住民は、リスクを回避する動機高まったため、「正しさ選択を行いたい」という動機が活性化されることも考えられる。このいった住民は、多数派を模倣する行動を行いやすく、すなわち、他者の居住動向を参照して居住意思決定を行う傾向が強くなる。そこで、仮説2を措定する。

仮説2：他者の定住意向（記述的規範）と定住への態度（命令的規範）が矛盾と認知した時に、地域への不安が高い住民は低い住民に比べ、他者の居住動向に影響されやすい。

また、規範の効果が生じる3つ目の条件を踏まえば、地域の一員とする同一性が高い住民のみ、命令的規範に影響されやすくなると考えられる。本研究では、地域の一員とする同一性を地域アイデンティティという。その定義は、社会的アイデンティティを踏まえて、「地域の一員とする知識、及びそれに伴う感情的な重要性から構成する個人の概念の1つ」とする¹⁷⁾。地域アイデンティティが高いほど、地域からの賛同を求める動機が強くなるため、他者の定住態度に影響されやすくなる。このことから、仮説3を措定できる。

仮説3：地域アイデンティティの高い住民は、それが低い住民に比べて、他者の定住態度（命令的規範）に影響されやすい。

逆に、地域のアイデンティティが低い場合、住民は自己の内的価値基準である個人的規範に従って行動を決めると考えられる。そこで、仮説4を措定する。

表-1 調査自治体概要

(令和2年7月1日時点)								
人口増減 特性	市町村名	高齢者率	世帯数	人口数	社会人口増減 平均率 (%)	就業割合		
						第一産業	第二産業	第三産業
減少顕著	小坂町	44.2%	2,043	4,757	-0.85	8.3%	29.7%	61.8%
	五城目町	47.2%	3,360	8,340	-0.94	12.3%	26.1%	61.0%
遁増傾向	大潟村	55.6%	868	3,017	-0.07	77.0%	1.5%	21.4%
	東成瀬村	50.9%	872	2,451	-0.23	14.9%	33.5%	51.7%
合計			7,143	18,565				

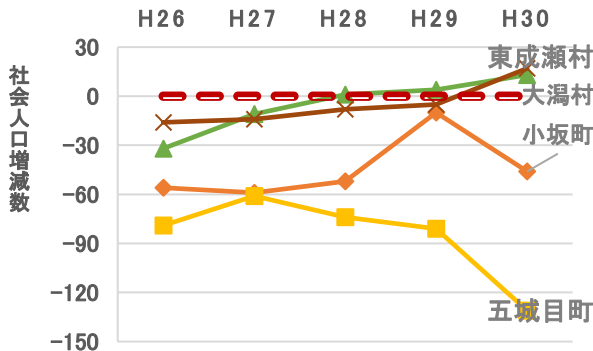


図-3 自治体別に見た社会人口増減数 (H26~H30年)

仮説 4 : 地域アイデンティティの低い住民は、それが高い住民に比べて、自己の定住態度に従って居住意思決定を行う傾向が強くなる。

ところで、Christensen, et al. (2004) は、強い社会的アイデンティティを持っている人は、そうでない人に比べて、規範に従う際にポジティブな感情を感じやすいことを報告している¹⁸⁾。これを居住意思決定に適用すれば、高い地域アイデンティティを持つ住民が規範に従った居住意向を示す場合、ポジティブな感情を経験すると考えられる。そこで、仮説 5 を措定する。

仮説 5 : 地域アイデンティティが高い住民は、それが低い住民に比べて、他者が定住への態度(記述的規範)との方針が一致する居住意向を示す際に、よりポジティブな感情を経験する

なお、3つの社会規範の他に、居住に関わる土着性に関する個人的規範も居住意思決定に参加すると想定できる。地域に生まれ育った住民のうち、土着性が高い住民は、家や土地などの先祖から継承することに対して強く責任感を感じる。そのため、地域に住み続ける意向も高くなることを考えられる。そこで、仮説 6 を措定できる。

仮説 6 : 地域に生まれ育った住民に対し、先祖代々の土地を守る個人的規範が強いほど、定住意向が高くなる。

3. 研究方法

(1) 調査地区

上記仮説を検討するため、本研究では秋田県の潜在的限界地区を対象に質問紙調査を行った。まず、令和元年の「秋田県・市町村の人口推移」を用い、人口が1万未満の自治体を抽出した。また、地域人口の増減傾向を区別するために、令和元年の「秋田県・市町村の人口増減率の推移」を用い、最近5年(H26年~R1年)の平均社会増減率が増加傾向の自治体と、平均社会増減率が顕著に低い自治体を、各2つずつ選出した。その結果、人口減が比較的に高い自治体として小坂町と五城目を選定し、人口減が徐々に向上する自治体として東成瀬村と大潟村を選定した。

(2) 調査項目

質問紙では、社会規範が居住意思決定に与える影響を把握するため、記述的規範、命令的規範、個人的規範、規範以外に居住意思決定に及ぼす要因及び居住意向を中心に回答を求めた。

記述的規範と命令的規範は Smith, et al. (2012)¹³⁾、White, et al. (2009)¹⁹⁾の尺度を踏まえ、それぞれ2項目と3項目で尋ねた。記述的規範の質問例としては「近所の人多くは、これから現住地に住み続けると思うのでしょうか?」と尋ね、命令的規範としては「近所の人、この地域に住み続けるべきと思う」という質問を尋ねた。個人的規範については、Kallgren, et al. (2000)¹⁴⁾に倣い、「他地域に住み替えたとしても、自分の原則を逆らうことはない」をはじめとする3問の質問で尋ねた。

記述的規範、命令的規範、個人的規範のいずれに注目する行動動機として、それぞれ「地域の将来への不安」、「社会的賛同」、「社会的アイデンティティ」について尋ねた。「地域将来への不安」は「地域の将来について不安を感じる」などからなる3問で尋ねた。「社会的賛同」は「地域の人かどのよう自分を評価するかについて気になる」などからなる2問で尋ねた。

社会アイデンティティについては、Cameron (2004)の尺度を採用し、「中心性(Centrality)」、「内集団感情(Ingroup Affect)」、「内集団結び(Ingroup Ties)」の3つの水準を設定し、それぞれ3つの質問で尋ねた²⁰⁾。これらに加え、功利的動機

の影響を考え、「政策上、この地域は住民を定住させる支援を推進する」などからなる 3 問も設定した。

その他に、生活環境への評価、居住満足度、地域愛着、個人属性について尋ねた。生活環境は更に物理的環境と社会的環境に分けて評価を求めた。物理的環境として「アクセスビリティ」、「公共交通の利用利便性」、「移動しやすさ」、「安全感」、「自然環境の良さ」、「伝統文化の魅力性」について尋ねた。社会的環境については、ソーシャル・キャピタルを中心に測定した。その際に、伊丹ら (2013) の尺度を参照し、「信頼性」、「互酬性」、「近所とのお付き合い及び地域参加の頻度」も含めた 7 問で尋ねる²¹⁾。地域愛着は、最も用いられている Williams ら (2003) の項目を踏まえて、「地域アイデンティティ」と「地域依存」2 水準に分けて 6 項目で尋ねた²²⁾。上記質問はすべて 7 件法で計測されており、「全くそう思わない=1」から「強くそう思う=7」とした。

居住意思決定の従属変数としては、定着意向と居住行動について尋ねた。ここで、居住行動で表現できない定着意向の強弱を区別するために定着意向を独自に尋ねた。住民の定着意向は「できれば、現在の地域にずっと住み続けたい」などの 2 問について、7 件法で尋ねた。居住行動は「既に転居を考えている=1」、「これからずっと住み続けたい=7」の 7 尺度で尋ねた。個人属性については、年齢、性別、職業、居住年数、世帯構成、自家用車の保有状況、教育機会・就業機会の有無についても尋ねた。

(3) 調査実施

調査は 2020 年 10 月に行われる。日本郵便のタウンプラスを利用し、指定した地区の全世帯に調査票が配布される予定である。得られた結果は発表当日に報告する。

参考文献

- 1) 青木俊明, 稲村肇: 人口移動研究の展開と今後の展望, 土木計画学研究論文集, No.14, pp.213-224, 1997.
- 2) 山崎敦広, 高見淳史, 大森宣暁, 原田昇: 個人のライフスタイルと将来居住地選好に関する基礎的研究, 都市計画論文集, Vol.47, No.3, pp.349-355, 2012.
- 3) 石川徹, 浅見康司: 都市における居住満足度の評価構造に関する研究-居住属性, 価値観, 物的環境との関係から-, 都市計画論文集, Vol.47, No.3, pp.811-816, 2012.
- 4) De Jong, G. F.: Expectations, gender, and norms in migration decision-making. *Population Studies*, 54(3), pp. 307-319. 2000.
- 5) Schewel, K.: Understanding the aspiration to stay: a case study of young adults in Senegal. International Migration Institute, University of Oxford. 2015.
- 6) 張峻屹, 藤原章正, 桑野将司, 杉恵頼寧, 李百鎮: 集団意思決定メカニズムを考慮した世帯居住地選択行動の調査とモデル化, 都市計画論文集, Vol.41, pp.134-134, 2006.
- 7) Smith, E. R., Macke, D. M. and Claypool, H. M.: Social psychology: Fourth Edition, *Psychology Press*, Chapter 9, 2014.
- 8) Cialdini, R. B., and Trost, M. R.: Social influence: Social norms, conformity and compliance. In D. T. Gilbert, S. T. Fiske, and G. Lindzey (Eds.), *The handbook of social psychology*, pp.151-192, 1998.
- 9) Morris, M. W., Hong, Y., Chiu, C., and Liu, Z.: Organizational Behavior and Human Decision Processes Normology: Integrating insights about social norms to understand cultural dynamics, *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, 129, pp.1-13, 2015.
- 10) Cialdini, R. B., Reno, R. R., and Kallgren, C. A.: A focus theory of normative conduct: Recycling the concept of norms to reduce littering in public places.. *Journal of Personality and Social Psychology*, 58(6), pp.1015-1026, 1990.
- 11) Eyink, J. R., Motz, B. A., Heltzel, G., and Liddell, T. M.: Self-regulated studying behavior, and the social norms that influence it. *Journal of Applied Social Psychology*, 50(1), pp.10-21, 2020.
- 12) 高木彩: 社会規範はどのように迷惑行為に影響を及ぼすのか: 記述的規範と命令的規範の相違と注目かのアプローチ, ナカニシヤ出版, 2019.
- 13) Smith, J. R., Louis, W. R., Terry, D. J., Greenaway, K. H., Clarke, M. R., and Cheng, X.: Congruent or conflicted? The impact of injunctive and descriptive norms on environmental intentions. *Journal of Environmental Psychology*, 32(4), pp.353-361. 2012
- 14) Kallgren, C. A., Reno, R. R., and Cialdini, R. B.: A focus theory of normative conduct: When norms do and do not affect behavior. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 26(8), pp.1002-1012. 2000.
- 15) Terry, D. J., Hogg, M. A., and White, K. M.: The theory of planned behavior: self-identity, social identity and group norms. *British journal of social psychology*, 38(3), pp.225-244. 1999.
- 16) Walther, E., Bless, H., Strack, F., Rackstraw, P., Wagner, D., and Werth, L.: Conformity effects in memory as a function of group size, dissenters and uncertainty. *Applied Cognitive Psychology*, 16(7), pp.793-810. 2002.
- 17) Tajfel, H.: Social identity and intergroup behaviour, *Information (International Social Science Council)*, 13(2), pp.65-93.1974.
- 18) Christensen, P. N., Rothgerber, H., Wood, W., and Matz, D. C.: Social norms and identity relevance: A motivational approach to normative behavior. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 30(10), pp. 1295-1309. 2004.
- 19) White, K. M., Smith, J. R., Terry, D. J., Greenslade, J. H., & McKimmie, B. M.: Social influence in the theory of planned behaviour: The role of descriptive, injunctive, and in-group norms. *British Journal of Social Psychology*, 48(1), pp.135-158, 2009
- 20) Cameron, J. E.: A Three-Factor Model of Social Identity. *Self and Identity*, 3(3), pp.239-262, 2004.
- 21) Williams, D. R., & Vaske, J. J.: The Measurement of Place Attachment Validity and Generalizability of a Psychometric Approach., Miscellaneous Publication, *Forest Science*., Vol.49(6), pp.830-840, 2003.
- 22) 伊丹絵美子, 横田隆司, 伊丹康二, 佐野こずえ, 飯田匡: ソーシャル・キャピタルと住みよさに関する居住者の意識との関係, 日本建築学会計画系論文集, Vol.78, No.688, pp.1340-1346, 2013.